

# 後期高齢者医療に必要となる所得申告について

後期高齢者医療制度の加入者およびその同一世帯の人は、課税される収入がなく、税法上の申告義務がない場合でも、所得の申告が必要です。

収入が少ない世帯であっても、世帯の中に所得の分からない人がいると、保険料の軽減制度が受けられません。また、高額療養費の自己負担限度額が上がったり、入院時の食事代の減額が受けられなくなったりすることがあります。正しい判定をするためにも、毎年5月までには市役所税務課へ前年所得の申告をしてください。

## 申告が不要な人

- ・ 所得税の確定申告をする人
- ・ 給与収入のみで、勤務先で年末調整をした人
- ・ 公的年金収入のみの人(ただし、遺族年金や障害年金のみの方は申告が必要です。)



## 所得の低い世帯の被保険者の保険料の軽減

世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額を下記のとおり軽減します。

世帯主とその世帯の被保険者全員の所得金額の合計	被保険者均等割額の軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1) 以下の世帯	7割軽減
43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1) 以下の世帯	5割軽減
43万円 + (53.5万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の人数 - 1) 以下の世帯	2割軽減

● 65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円控除した額で判定します。

## 市民税非課税世帯の被保険者の高額療養費者

医療費の自己負担限度額(月額)

負担区分		負担割合	個人の限度額(外来のみ)	世帯の限度額(外来+入院)
区分Ⅱ	市民税非課税世帯で区分Ⅰに該当しない方	1割	8,000円	24,600円
区分Ⅰ	①世帯全員の各種所得が0円の方 ②老齢福祉年金を受給している方			15,000円

● 区分Ⅱ、区分Ⅰに該当する方には「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付できます。必要な方は市役所保険年金課の窓口へお申し出ください。

問 市役所保険年金課(内線126・127)

事業者の皆さんへ

# 消費税のインボイス制度 説明会のご案内

要事前予約  
参加無料

令和5年10月1日から、インボイス制度が実施されます。

事業者の皆さんには、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

## インボイス制度説明会

インボイス制度の概要、売手・買手側の注意点、登録申請の方法などについて説明します。

と き	定 員	と ころ	問 い 合 わ せ 先
4月18日(火) 10:00～11:30	20人	津島税務署 津島市良王町二丁目31番地1 別館2階 大会議室	津島税務署 法人課税第一部門 ☎26-2161(代表) (内線612)
5月23日(火) 10:00～11:30	20人		
6月19日(月) 10:00～11:30	20人		

## インボイス制度説明会(消費税の仕組みから知りたい方向け)

インボイス制度説明会の内容に加えて、消費税の基本的な仕組みなどについて説明します。

と き	定 員	と ころ	問 い 合 わ せ 先
4月18日(火) 14:00～15:30	20人	津島税務署 津島市良王町二丁目31番地1 別館2階 大会議室	津島税務署 法人課税第一部門 ☎26-2161(代表) (内線612)
5月23日(火) 14:00～15:30	20人		
6月19日(月) 14:00～15:30	20人		

## インボイス制度説明会にご参加いただく方へ

- 会場収容人数の都合上、事前予約制としますので、事前に問い合わせ先まで申し込みをお願いします。
- 新型コロナウイルス感染症など拡大状況によっては、中止または延期する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 感染症拡大防止の観点から、マスクの着用、手指消毒などのご協力をお願いします。
- 代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 駐車場の施設が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。

### 説明会開催日程など

説明会開催日程などの最新情報は  
こちらをご覧ください。



### インボイス制度特設サイト

インボイス制度について、詳しい  
情報などはこちらをご覧ください。



津島税務署